

第 54 回鳥羽市都市計画審議会 議事録
(鳥羽都市計画博物館の決定案について)

1. 日時 平成 29 年 3 月 3 日 (金) 午前 10 時 00 分～正午
2. 場所 鳥羽市民文化会館 3 階 中会議室
3. 出席者

吉川 勝也	会長
浅野 聡	副会長
阿部 康之	委員
森田 透	委員
植村 菊郎	委員
立花 充	委員
山本 哲也	委員
中世古 泉	委員
坂倉 広子	委員
尾崎 幹	委員
上田 功	委員

4. 事務局

木田 久主一	市長
建設課	
南川 則之	課長
まちづくり整備室	
吉川 国博	室長
鳥羽 学	副室長
高島 勝巳	主査
教育委員会生涯学習課	
榎 高広	課長
文化財専門員	
豊田 祥三	主査

5.開会

事務局 : 定刻となりましたので、第 54 回鳥羽市都市計画審議会を開催させていただきます。

建設課課長の南川と申します。本日の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、木田市長から挨拶を申し上げます。

6.あいさつ

市長 : おはようございます。まだまだ寒いですが春が近づいてきたなど感じるようになってきました。寒さに慣れてきたということもあるかもしれませんが、冬も終わりに近づいていきたという感じです。

本日はお忙しい中を第 54 回の都市計画審議会にお集まりいただきありがとうございます。よろしくご審議をお願いします。

今回は旧鳥羽小学校を市立の博物館として都市計画決定を行おうとするものです。今までは道路や橋梁、火葬場やゴミ焼却場とかの都市計画決定が必要な施設のみを審議していただいていたのですが、今回は博物館という教育文化施設であり、初めてのこととなります。今後は鳥羽市においても地域の重要な施設において都市計画決定を検討して参ります。

皆様もご存じのように都市計画税も数十年前に設定されていますが、それに対する対応があまり取れていなかったという問題も市議会等においても盛んに議論されるようになってきましたので、今後そういった計画を挙げて、そして県にも認めていただいて堂々と施行できる状況にしていきたいと考えておりますので、十分にご審議いただきまして鳥羽市の市政発展のためにご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日は市議会の一般質問を控えて準備等がございますので途中で退席させていただきますけれどもよろしくお願い致します。

事務局 : ありがとうございました。

市長につきましては、他の公務の為、途中で退席をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

続きまして、本日の出席者数について報告させていただきます。

委員総数 13 名中 11 名のご出席をいただいておりますので、2 分の 1 以上を満たしておりますことから、この審議会が成立していることを報告

させていただきます。

なお、木下委員、松本委員につきましては、欠席との連絡を受けております。

今回の審議会には、教育委員会より説明がありますので紹介させていただきます。

(教育委員会職員 2 名自己紹介を行う。)

事務局 : 続いて、本日の配布資料について確認させていただきます。

(事務局より配布資料の確認)

事務局 : それでは、これより議題に入らせていただきます。以後の進行は吉川会長よりお願いします。

7. 議題

会長 : 改めまして、皆様おはようございます。大変意見を多くお持ちの皆様にお集まりいただくということで、前回も本当に活発な意見をいただきましてありがとうございました。

限られた時間の中で皆様の建設的な意見をいただきながら進めさせていただきますのでよろしくお願いします。

今年度 2 回目、通算で 54 回目の審議会であります。進行にあたりましてはご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、議題の鳥羽都市計画博物館の決定案について事務局の説明を求めます。なお、委員からの質問については、後ほど時間を設けますので皆様のご協力をお願いします。

(事務局より鳥羽都市計画博物館の決定案(資料1)についての説明)

(教育委員会より旧鳥羽小学校校舎保存活用計画(資料2)についての説明)

(事務局より都市計画の策定の経緯の概要(資料3)についての説明)

会長 : ただいま事務局から説明がありましたが、この決定案について何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

委員 : (資料1の)理由書のところで郷土資料が市立図書館と旧鳥羽小学校に保管されているが、保管場所がないために、その他の多くの資料が市外の専門業者にその保管を委託されているという解釈でいいのですか、あと旧家などの郷土資料などが市外へ流出していることについて、これまでに実際に破棄されたり処分されたりしたことがあったのか聞かせてください。

教育委員会 : 市外に資料を寄託しているという件で、現在把握しているのは、寄託という形ではなく、市内の庫蔵寺にある指定文化財が市に安心して預けられる施設が無いことから斎宮の歴史博物館へ預けている事例が

あります。

他にも市外に流出したものはたくさんあり、昔鳥羽に住んでいたがその後転出した方も多く、そこから流出した例もありますが、近年は古本屋のオークションなどを見ていると鳥羽に関係する資料がたくさん出てきています。中には本来、鳥羽にあって然るべきものもあり、鳥羽に資料館があれば、資料を寄贈して頂けることもあるかと思いますが、そういう施設が無いため古本屋などに売ってしまったということが起こっているのが現状です。

委員 : 活用計画が出されていますが、工事費用はどれくらいかかるのか、税金がどれくらい投入されるのか、年間の運営コストはどれくらいかかるのか、運営するのは誰になるのか、どうしても旧鳥羽小学校でなければいけないのか、他にも廃校となっていて耐震工事が不要な小学校があるかと思うが文化財の保存だけであればそれらの活用も考えられるのでは。

教育委員会 : 修理費用についてはまだ設計を行っている段階であります。概算では約 6 億円掛かるとみています。なぜこの建物でないといけないのかということですが、校舎がある場所の標高が約 30 メートルと高所にあり、現在鳥羽市の歴史資料は市立図書館に保管されており、こちらは津波等が発生した場合は被害を受ける場所であるため、資料がなくなってしまう危険性があることから旧鳥羽小学校の校舎であれば津波被害からも文化財を守ることができるということと、昭和 4 年建てられた歴史のある建物であるということと、鳥羽城跡にあるということから、そこに鳥羽城の資料を展示することで鳥羽城を見学された方がそれに関連する資料も見学することもできるということで、その場所が適当であると考えています。

運営については、教育委員会の事務所を旧鳥羽小学校に移転をして教育委員会が直接関与するという形を検討しています。

維持管理面については資料館が開館した場合に入館料を取るかどうかについても検討しており、維持管理費を捻出する目的で入館料を取るということについて文化庁にも確認をして、維持管理のためであれば問題はないという回答を得ています。入館料の徴収を含めて今検討をしているところです。あと 3 階の講堂については市民の方にも使っていただけるような形を考えているので、その場合は使用料も徴収できるのでは考えています。

委員 : これら事業は補助金でまかなえるのか、市の単独経費によるのか。

教育委員会 : 国の補助事業に乗って進めると国から補助対象部分については 65% の補助が出ることとなっています。それに伴って県からも 7%、残りを

市が負担する形となっています。

教育委員会：残りの部分について、市の負担部分については過疎債を活用していく予定です。

委員：博物館の運営については事務局となる教育委員会が行うということですが、博物館用に新たに人を雇ってということになるのですか。

教育委員会：今のところ人員を増やすことについては見込んでおりません。

委員：そもそものところを説明しないといけないと思いますが、この会議は都市計画審議会ですので都市計画法の第何条の何という施設について何を審議をするのかというところが分かりにくいのでは。

皆様は費用のことをすごく心配されていますが、都市計画法の都市施設にしたら、どんなメリットがあるのかまた、このような規制がありますよということも説明していかないと、維持費用はまだ出ていないということですが、学芸員を雇う必要性や空調の管理などものすごく費用は掛かると思います。それを都市計画税で賄えるかどうかというのは市民や議員の方は関心あるところではないかと思うので、このあたりはきちんと説明した方がいいのではないかと思います。

教育委員会：維持管理については当然、空調設備や人の面とか維持管理費が必要になってくるかと思いますが、維持管理費、特に空調面などについては設計をしている段階でありまして、設備を設置した場合にどれくらいの光熱費などが掛かるのかということをお業者に試算をしてもらうよう指示しています。

委員：そうではなく、都市計画法の11条の都市施設、教育文化施設に指定していくものと思っているのですが、都市決定することでこういうものに充てられるというようところが、皆が一番関心あるのかなと理解しているのですが。

事務局：法に基づいてということですが、まず都市計画法の第11条に都市施設を定めることができるというのがあり、その中の「その他の教育文化施設」のところ博物館ということで今回決定案を提出させていただいています。

都市計画決定をしまして、その後、都市計画事業として実施することになります。この都市計画事業にするメリットとしまして、土地収用法の規制を掛けられることと、都市計画税を整備費に充当できます。土地は市有地ですので土地収用にかかる部分のメリットはないですが、整備費に都市計画税を充当できるというのが大きなメリットではないかと考えます。運営費や人件費などの維持管理費には都市計画税は充当できません。

委員：一番大事なものはランニングコストと考えます。それに掛かる費用は目

算は立ててあるのですか。開業したらそれなりの費用が掛かるわけですね。施設は費用を捻出して建てましたとなっても、以後のランニングコストについてが一番のポイントとなってくると思います。そこは目算、計算されましたか。

教育委員会：どれくらいかかるのか、いまそれを設計中です。

委員：それを出してこないと、未完成のものを私たちに審議してくださいという話になってきて、私たちも立場上、困りますよね。そういった不確かなものを私等は審議するわけですか。

そこを最終まで詰めてこういう目算を立てていますというのを出すべきではないですか。

事務局：今回の審議会では、この土地を博物館にしてよろしいかという審議をいただきたい。

委員：今のままだと、もうこれと決めておいて、見えない部分はなしの状態です。スタートすることになるから、ある程度目算を立てて欲しいというのが私たちの考え方ですね。

そうでなければ、最終的に見えない部分が一番大事であって、そこで蹴躓いたということになれば論外ですね。何のための計画か分からないですね。そこまでは立てる必要があるのではないですか。

後々、私達が審議して可決しましたとなれば最終的には責任の問題にもなります。私等の立場は重いですよ。

委員：先日、議会として友好都市の三田市へ視察へ行ってきました。九鬼氏を通しての歴史・文化を勉強してきましたが、鳥羽市との深い関連があるということに気付かされました。

三田市では博物館が市民の方に愛され、大事にされていました。

歴史文化というのはこういうことなんだと、非常に奥深いものがありまして、何か残せないかということに着目されていると思います。

こういう博物館というのは非常に大事なんだということに気づかせていただきました。

教育委員会：委員からのご質問で、計画の話が出ていますが、こちらの方は旧鳥羽小の整備ということで27年の3月に保存活用計画を作りまして、活用していくという方向性で進めています。

そこでは6億という整備費の中で、まず耐震改修の設計をして、今後その中身を詰めていくという段階に来ております。

こちらは実施計画の中で議会には説明させてもらっているところですので、そちらを今進めているという段階です。

会長：今みなさんが心配していることと、ここでご審議いただくことに少しずれがあるように感じます。一つは伝統的な歴史的建造物を市民とし

て守っていきたいと思っているので、残すのにふさわしい建物であるかということと、それをどのように今後活用していくかと言う事になる。九鬼氏の資料を10年前から調べていますがほとんど出所不明のものばかりでした、どこかに一箇所地元で郷土資料が集約されて、それを紹介できるような場所があればうれしい。ここでは方向性をまず示しておいて、今後維持するには、どれくらいの負担となってくるのか、そういった事はどこかで審議する場所があればそこに委ねればいいのかと思うのですが。

教育委員会：これから設計を進めていく中で、全体の規模、空調の話も出ていますが、コストも導入する機器によって見えてくるかと思しますので、そちらの方は市議会で説明させていただく機会があるかと思しますのでよろしくお願いします。

委員：鳥羽にとって何をするか、このような施設が先々必ず必要になってくるかと思えます。鳥羽にとって観光業は柱ですから、それをどう活用するか活かすかということは一番の問題になってくると思うのでなるべく詳細な計画に基づいたものにするのが重要かと考えます。

厳しい言い方になりますけど、鳥羽は国際観光文化都市として戦っていかなければならない、その中では必ずこのような施設は必要となってきます。

三田市との交流の中でも、詳細なたくさんの資料が展示されてました。その点では鳥羽は遅れているのかなと。そういう意味では大事な事業かと思しますので、それについても厳しい言い方ですが、お願いしたいという意味で申し上げました。

委員：この市立博物館は初めての施設ですよ。博物館の運営に関する経験者は一人もいないという状態ですか。

教育委員会：はい。

委員：博物館の運営には何が必要で、どうやってやるのか。どこかへ教えてもらいに行ったり、施設を整備すると同時に人材の育成も必要かと思えます。同程度の博物館を運営している所へ人を派遣して、どういう問題があってどういうことを考えていかなければならないか、展示物をどのようにローテーションするか、というような細かいことはいろいろあると思えますが、さっきの説明によるとここに博物館を作っているかどうか、それだけ審議をお願いしますということなので、これ以上突っ込んで詳細についてはこれからですと言われればそれまでのことだけですが、現実的に博物館を長く続けるにはどうした方がいいのかを最初の計画段階から盛り込んでおかないと博物館を作って半年で閉館となつては、今回のパブリックコメントにあるように幽霊屋

敷みたいになってしまう。

本当はそういうところを聞いたかったのですが、現実問題としてどういう意気込みで事業を考えておられるのか。

教育委員会：博物館の位置づけとしては「登録博物館」、「博物館相当施設」、「博物館類似施設」という 3 つの分類があり、「登録博物館」ですと館長、学芸員を置く必要や、年間 150 日以上開館する要件があります。全国でも約 913 の施設あり、海の博物館もその一つであります。今回の旧鳥羽小学校は登録博物館まではいかないと考えています。

展示や文化財保管のための場所がないということで展示の保管ということが重要となっていますので、「登録博物館」ではなく「博物館相当施設」、「博物館類似施設」でそのあたりの要件も緩和されますので、ある程度位置づけとしてはクリアできるのかなと認識しております。

ランニングコストについても、入館料を取ることも検討していますが維持管理に係る部分はなるべくコストを抑える形で研究していきたいと考えています。

委員：博物館整備の主目的は何なのかということ。例えば、貴重な資料の保管について危機的状況であるものを、保管施設を作ってそこへ集めて大切に保管して、その上でお客さんに見てもらい、それであれば入館料はあったらいいなという程度でいいと思いますが、博物館として存在しようとなると、皆さんに認められて具体的な価値を共有してもらって、それから小中学生に見てもらったりという行事を行うとなるとスタッフも何人か必要になってくるかと思えます。

国の位置づけでの博物館のランクで一番最低なものとして、資料が逸散するのを防ぐための倉庫と捉えてしまうのが一番簡単とは思いますが、その辺のところを今からのことでしょうか、きちんとやってもらえると有り難いです。

委員：この審議会ですべき項目は何かというと、都市計画法第 11 条の教育文化施設としてここを都市施設として位置づけていくことがいかどうかという部分になる。

都市施設として整備費用に都市計画税が充当できますよ、こんなメリットがありますよというのは必要かと思えます。

ただ委員が言われたコンセプトの話についても、都市施設として判断するのもにも必要かと思えます。

教育委員会：博物館のコンセプトは市内にある鳥羽の歴史にとって重要な資料を展示して見てもらい、それから保存もしてその両立を図っていくものです。イメージしているのは、志摩市の生涯学習センターの歴史民俗資料館がありますがそこは入館料を取らずに学芸員が自分のところで

保管している資料を用いてテーマを決めて年に何回か企画展という形で展示をしています。

旧鳥羽小学校の博物館ができた時にはそういう形で年に何回かテーマを決めて企画展をやって、その一方で市内の大事な資料も環境の整ったところに保存をしていくことを考えています。

委員 : いま聞いていますと、レベルの低いところにポイントを置いてませんか。鳥羽は国際観光文化都市ですよ。いま鳥羽にどれくらいのお客さんに来ていただいているかという目線で検討しないと、今からやっていけますか。経費とか考えたら簡単ではないですよ。

相差にどんどん人が来てくれるのは、それだけの努力をしているからですよ。その都度改修しながら、お金も掛けています。一旦やったらお金掛けないとやっていけないし、そこが一番大事で、目線を低いレベルに設定したらお客さんは集まらないのと違いませんか。

委員 : 近くにガイドセンターがあって、そこでもいくつかの展示がされていますが、その入館者数などは把握されていますか。先日も企画展が開催されていましたが少し寂しい入り状況という話を聞いてまして、その中でそれを上に持って行ってじゃあどうなのかという状況も考えていかなければならない。

都市計画としてこれを指定してくださいと出てきている中で、これが中核的な施設になってくるとまたこれを含めて全体的な絵も考える必要があるのかなとも思いますし、その辺りはどの程度考えられていて、周辺施設もまた考えないといけないとも思いますし、また教育委員会の事務局も移転されるとなると駐車場もあれで足りるのかとかいろいろなことを付随して考える必要があるのかなとも思っていて、ここだけをスポットで持ってこられても全体としてはどうなのかというのがありますので、その辺りについてはどこまでどういう様な考えの元でこういった計画を立てるのか考えを聞かせて欲しい。

事務局 : 事務局としてはここにいきなり博物館をとという安易な考えで計画を挙げているのではなく、この周辺のハード整備をやってきた中で「ガイドセンター」とか「かどや」の周辺には歴史的な施設もありますので、この博物館を拠点として回遊できるような形となれば都市計画的にもいいのではというところで都市計画決定がしているのではと考えているところです。

駐車場については、建設課としては道路協議も行っておりますが、博物館には徒歩で歩いて周ってもらえる人の方が多いのではというところで教育委員会とも協議して、来館者のスペースは既存の建物の前に用意はしますが、市役所の前交通量も大きくは増えないのではない

かと考えております。教育委員会の職員の駐車場については、市役所の職員は離れたところに借りているのでその点は問題ないかと思えます。

委員 : 歩いて来られる方については、城山からはまだまだ歩きやすい環境ではないと思えますし。その辺りも一緒に考えていただいて、来てもらうための工夫とかも考える必要があるのではと思えます。その辺りもこれからになるのでしょうか。

事務局 : その辺りも状況を見て整備が必要な所は対処したい。道路とかも必要になってくるかと思えます。

委員 : みんなの意見を聞いてるとランニングコストは出ていない、どう使うかも分からない、文化財がどれだけあるかも分からないという中で改修工事は教育委員会の試算で 6 億と言っても、付帯工事も入ってくるとそれがいくら掛かっていうところまで出した中の維持管理費はどれだけなのか。

鳥羽に資料があるんだと言っても三田市や綾部市からみる、どんなに素晴らしいものを持ってきても、あちらには勝てない。三田・綾部はよく行っていますが、そういう資料があつての物事であつて、資料を飾るだけではなく、本来教育委員会がすべきこと、九鬼氏がやってきた歴史と文化を守っていない。

みんな心配してるのはコストもいるし、それでなくても海の博物館も買って、オブラートに包んだものしか出してきてないということが間違いである。ひどいのはパブリック。錦町町内会は反対している。何で各旧町回ってこなかったのか。この鳥羽城を守ってたのは旧町であり、旧町の町内会くらいはパブリックを求めるべきである。

周りの人がやめといてくれと言っているのに教育委員会は一部の団体の人の顔色を伺ってやっただけで市民ファーストではない。

それぐらいの考えを持って、もう一度パブリックからやり直すべきだ。今の意見を聞いてても不安ばかりで、それが不平・不満に変わっていく。ハードが都市計画課ならソフトは教育委員会である。今話を聞いてても整合性がない。さっきから答えになってない。

国の割合負担も出しているが、これを残そうと言った人はどうなっているのか。10 億でもお金を出すと言っていた。

建設課としてはまちづくり交付金というのがあったから周りをずっと整備してきた。その間、教育委員会は何もしてこなかった。無形文化財になっているようなものを管理できない人達にほんとに管理できるのか。鳥羽市は無駄な金を出せないですよ。いま聞いているだけみんな不安で仕方ない。これを押し切ろうとするなら賛成する人がおかしいだけ。

やっぱり答えは出さないと。教育委員会は聞いたことに答えてない。答えが出せないものに許可を出せというのは違いますよね。しっかりとしないと、鳥羽はお金持ちではない。鳥羽市を守っていけるのか。位置づけてしまっっては守れない。

事務局 : いろいろ意見をいただいて、会長・副会長とも意見交換をさせてもらっている中で、こういう施設、教育文化施設とする位置付けというのは、教育委員会が単独で行う管理ではなかなかまちの繁栄にはならないということで、委員が言われたように、全体のまちづくりの絵の中で都市計画の決定をして、まちづくり担当の部署も中に入って実施していくということが必要であるということと、今回の決定が一つの拠点づくりであり、ここと拠点として駅前周辺から鳥羽城周辺を含めて大きな絵を描く必要があり、いろいろできていないところがたくさんあるという委員さんの意見もあります。今後これを拠点として進め行くんやと、歴史文化の継承も含めてやっていくということで、旧鳥羽小学校の有り方については教育委員会がいろいろやっていますが、その中に建設課、観光課、農水商工課などすべてのエリアの中でタイアップしながらやっていきたいと考えていますので、副会長の意見も伺えればと思います。

副会長 : 今回の計画について方向性は賛成で、旧鳥羽小学校校舎保存活用計画書の原本を配っていただくことは可能ですか。

教育委員会 : コピーなら可能です。

副会長 : そちらの計画書は見えていませんが、その中でおおよその予算の見通しや、詳細なところはまだかと思いますが、ある程度できているという認識でよろしいでしょうか。

教育委員会 : そこまで具体的なところはまだです。

副会長 : 博物館とか小学校というような教育文化施設というのは最初から都市計画決定をしていくことが本当は必要な施設であり、本当は戦後の高度経済成長期の整備する時に都市計画決定することが望ましかったのですが、これは鳥羽市の責任ではなく日本全体の責任で都市計画決定の手続きの煩雑さのため都市計画決定は最小限のものに絞りこんでいて、まちの中にある公共施設は本来、都市計画決定をして、都市計画の中で道路整備とかとセットでやっていかないといけないのですが、ほとんどそれができなかったということがございます。

幸い、今回鳥羽市は博物館を都市計画決定をしていこうという方向性はとてもいいと思います。これは三重県のおも市も倣って欲しいと思います。参考までに隣の伊勢市は小学校を都市計画決定の対象にして全部やっていくという方針で動いています。

いろいろある教育施設は全国の自治体できちんと都市計画決定をして都市計画の中で整合性を取れている状態にしていくことが必要だと思いますので、博物館整備のなかで都市計画決定をしていくという方針はすごくいいと思います。本来の姿に戻っていると思います。

都市計画決定については、この審議会では資料に書かれている通り位置と区域を決定します。通常ですと都市計画決定というのはまずおおよその規模と場所を決めて、それが決定できたら今度そこから、都市計画決定されたということで具体的な事業の中身を詰めて次のステップへ行きます。したがって、ここで判断していただきたいのは、位置と区域はここでいいということで了解していただけたら、今度はそこから先はその要件の中で具体的な施設整備が可能かどうかをちゃんと検討して欲しいということで、その判断をここですということだと思います。

例えば駅前再開発でも都市計画決定をよくしますが、都市計画決定の段階ではまだ、再開発事業の中身について詳細な設計は確定していない、都市計画決定した後で具体的な詳細な設計を詰めていくことが多いです。今回もおおよその方針が書かれているのかと思いますが事業費の詳細についてはまだということですので、今後きちんと検討していただくことで、今回委員の皆さまの賛同を得られて決定できればこの区域の中できちんと実現できる事業内容にどんどん変更していただき実現にむけて努力していただくことが重要なのではと思います。

関連して、例えば全国の都市計画道路も都市計画決定はされているものの整備する予算の見通しは立っていないものも多い状況です。鳥羽に限らず三重県の中にも道路整備が実現されていない都市計画道路はあり、区域は決定されていて方針は出ているけど、まだ事業費の目途が立ってなくて将来の事業費の目途が立った段階で整備していくというような施設はたくさんあります。

都市計画の決定は方針を決めていくということで、鳥羽のこの場所に博物館が必要かどうか、長年の懸案であった旧鳥羽小学校を活用する方向で具体的な案が出されましたのでその方向性についていいかどうか、区域と位置をご審議していただき決定した後、教育委員会と建設課で詳細な事業内容について検討していただき、それが近い将来、都市計画審議会で報告があるのではないかと思います。

現段階は、後半の具体化する前に第一段階として都市計画決定について委員の皆さまの意見をいただければと思います。

委員：教育委員会がまだ出てくることではない。都市計画について、国の方針で行くと、住民との合意形成を図ったもとので作ったのであれば、金

は出せると言っている。教育委員会は必要な 6 億円は出してるけど、付帯工事も入れたら、上がってくる道も建て替えの時にどんだけ掛かるのか出てるのでは。付帯工事だけで 10 億位かかるよ。あそこは 4t 以上は上げることができないから道路から全部改修する必要がある。学校建設の時に出てるので教育委員会は分かってるのでは。したいことは分かるけど、もう一度都市計画法の 11 条に基づいて物事を諮って、それがいいとなってからが教育委員会の出番であり、早く出過ぎ。

事務局 : 平成 29 年度は審議会の年に数回開催して、その間にも委員さんが参加できる体制を作って勉強会もやるということで、その中で逐次決まってきたことについて報告することは多々出てきますので、決定してから報告という訳ではなく段階を踏んでまた委員の皆さまには報告させていただきますので、その辺も含めてよろしくお願いします。

委員 : 私も資料を見たときに、やっぱり事業費とか運営計画とか頭ではありましたが、都市計画審議会の委員としての役割としては位置や区域の決定ということで、次回に整備費や実施計画や運営計画が出るのかなと思ったんですが、しかし私等は委員として運営に携わるようなことに対してはあまり発言権がないかと思う。このスケジュールをみると、次回にそのような話が出てくるのかなと。なので今日はその質問はしなかった。あんまり運営のことなんかは話することではないというのが役割かと思えますので、本当はそういう事業費を資料にセットで出してくれると一番いいですが、事務局側としてはそれをすると「まずこれが先」ということで多分出なかったと思います。そういったところでうまく整合性が図れなかったのかなと。次回からはそういう形でやったらいいのかなと思います。

会長 : 総論として旧鳥羽小学校でこういうものを作っていきたいということに関して、皆様の方で総意を一つにして、次回に今回頂いた意見について次の計画の中に反映させていただくということで。

委員 : 委員も副会長も言われたように、都市計画審議会ですので順序として、博物館を作るということからスタートしていることがおかしい。都市計画審議会の中でしっかりとした中で次どうしましょうという順序があるわけで、今日の説明ではみんなが不思議がるのも今日の会議に教育委員会が入ってきたから。都市計画審議会ですっきりと形成、それを決めた中で次の段階で教育委員会が出てきてもらってもいいし、観光課が出てもらう可能性も出てくる。こんな偏った流れができてしまってるので、大事なのは都市計画における計画はしっかりとここで協議できるようにして欲しいと思いますので、ちょっと順序が間違ってるような気がしますし、出てくるのであれば中身を自分らで説明でき

るようになってから来て欲しい。

会長 : この都市計画審議会というのは役割は、ちょっと私も含めて委員の皆様
の考え方が違うように思うのですが、そのあたりはどうなのですか。
今回のこの計画について、小学校の活用方法についてはここでもう一
歩進んでいかないと進めようがないのではと思います。

今日はこの審議会ですどこまでを求めているのか。その辺りをもう少し
具体的に分かりやすく教えていただけますか。

委員 : 資料が事前に送られてきましたので、これに対することを揉むのかな
と考えてましたので、これが決定している事項であるなら何を言っ
ても一緒かと思うんですが、ただこういう博物館とかを作るとい
うことは年間の運営コストは絶対に赤字になるんですよ。それはどこから出
すのか、税金ですよという話なので、それはこの場での話すること
でなければこれ以上話はしませんが、結局税金から払うのであればちゃ
んとそういうことは決まっていますの話かなと思います。

僕らが事業計画を民間で作った時はお金がある会社以外は銀行から借
りるのですが、そうすると返済計画とかを作らされて、それでようやく
ゴーサインがでるわけなんですけど、えらい見通しが甘いと思うわけ
です。

この場がそこまでを決めることでないのであれば、決まったというこ
とで聞いてもらうだけでいいのかなと思います。そうでないと基本的
には僕は反対です。赤字になるんですよ。

それでも文化財とかを置いておく資料館とか倉庫が必要というのであ
れば本当にあそこなのかなと思います。直してまでする必要があるの
かなと思います。

委員 : 都市計画税はどう関連してくるのか聞きたいのですが。

委員 : 都市計画税については都市計画法 11 条の施設に位置付けられたら、
そこへ都市計画税を投入できるようになります。

委員 : これは今日中に決める話ですか。スケジュールを見てると決定ありき
で進んでいるようにみえますが。

事務局 : 認めていただければこうなりますよという話です。

委員 : 今日は無理ですよ。今回認めるかのどうかの話をするにしても、こ
だけの問題ではないと思います。これから先どうするのかとかも、建
てて 20 年、30 年のスパンでものを考えてかなあかん中で、これだけポ
ンと考えるよりかは、こういう計画の中でここをこういう風にしたい
のでここを文化施設として認めてほしいという話で初めて都市計画と
いう中で話ができるのかなと思います。

これだけみて、お金の使い勝手が良くなりますので認めてほしいとい

うような話ではないと思います。

委員 : 小学校の為に広い計画をするのは、そんな知恵も予算もない。総合的に考えるというのは、焦点がぼやけてくる。それを膨らまそうとするといろんな問題がポンポン出てきます。総合的にするにはものすごい戦略がいるわけです。そんな能力、知恵、お金はない。

委員 : 言う通りですが、建設課としてはこの周辺は整備してきているわけですよ。歴史文化のまちづくりということで、まちづくり交付金をもらって、妙慶川や相橋などを整備してきて最終的にはここやというんやけど、ここの合意形成を図られないうちに物事を決めたわけですよ。その前の議論が一切ないんですよ。それはやっぱり一番大事ななことであって、その上に乗せるのは次の段階やと、ちょっと勇み足かなというところもある。教育委員会でもう少し芯の持った、柱の持った取り組みをすべきでは。これはこれ、あれはあれではやっば総合的に評価されるように持っていかな。

事務局 : 全体的な計画という話ですが、平成 23 年に都市マスタープランを作っており、その中の方針で説明もさせてもらっていますが、歴史的な建造物の保全と活用というところがありまして、都市マスタープランでも位置づけられているというところで事務局としても都市計画決定について問題はないかと判断して案を提出させてもらったところです。

事務局 : 今回は都市施設として位置と区域をここで決定していただき、まずはこの資料 3 で示した経緯の概要に則って 5 月の答申がいただけるよう県の協議等をしていきたいということで、その辺も含めてよろしくお願ひします。

会長 : 今日ここで次期尚早という意見も一部ありましたが、ここでそれが見送られていくと、経緯の概要に示されてるスケジュールでは進められないわけですね。都市マスタープランは何年に作成されたのですか。

事務局 : 平成 23 年 3 月です。

会長 : ずいぶん年数が経っているのですが、これは見直しについては計画的にされているのですか。

事務局 : おおよそ 10 年で見直しをしていきます。

会長 : 鳥羽の市街地の中にもずいぶんと活用されていない建物もたくさんあったりして、ここだけの問題ではなくて、たくさん見直しを掛けていかなければならない気がしています。

この都市マスタープランの中にどういう風に事業が書かれているのか計画されているのかいうところも、ぜひ我々も勉強する機会があればいいですね。

委員 : 分からない部分で資料が皆さんないし、今日協議することだけぽっと

出してきて、それはおかしいという判断になるような資料提出ではいけないと思う。もう少し具体性のあるものを出していただいた中で議論すべきでは。議員はいろんな資料が来ています。けどここにおられる他の委員の方々には温度差がある。議論の中身の温度差が違う方向に行くのではないのかなと感じる。平等性を図ってもらい、市が聞かれたことに答えられるようになってもらわないと。今から計画していきますというような話では何の意味か分からない。そこはもう少しやってもらいたい。

会長 : 23年の鳥羽市都市マスタープランに準拠した今回の計画である。

委員 : 資料には都市マスタープランのことも記載されていますが、これを見ただけではみんな分からないのでは。分かるように資料を付けてもらうことが大事なのかな。それでも順序はある。

会長 : 事務局から皆さんに理解してもらえるような説明をもう一度していただいて、もし急ぐのであれば。資料を持っている議員の方から厳しい意見が出ているわけですね。私はちょっと偏っていると申し訳ないのですが、市がこういう施設に本気で力を入れてくれたのはやっとなんと思うわけですね。観光立市だと言っているなら、このことで躊躇しているようでは何が本音なのか分からなくなってしまう。私見になってしまいますが、もう少し皆さんで建設的な意見、厳しいのはいいのですが、前に進めるための意見を頂きたいと思います。せっかく重い腰が上がりかけたのにブレーキにだけはなって欲しくないなと思いますので、その辺りのこともご協力いただきたいなと思います。総括しますと、プレゼンテーションのところ時間が無く、資料に基づいての判断ということでは、なかなか我々が同じレベルでのすり合わせが難しかったということですので、掻い摘んで計画提案を説明していただけると、わかりやすいと思います。今のままですと、次はまた数カ月先まで先送りになり、審議会としてもせっかく貴重な時間を頂いたのにもったいないなという気がします。

事務局 : 先ほど副会長からいろいろ意見を頂いて、決定した後の駅前再開発の話もされましたが、それを決定してもその後の詳細にところで煮詰まってくるところもあって、変わってくるところもあるということであり、それがまさしく教育委員会がいまから考える詳細な所にも入ってくかと思しますので、今回都市計画の施設として位置・区域の指定としてきちんと審議会でも方向性だけ認めていただいて、それをふまえてきちんと計画していくと、それ出た段階で細かく説明させていただくということでしょうか。

委員 : 資料3の経緯の概要では、都市計画審議会の備考欄に原案説明とあり

ますが、今回原案説明を受けました。この原案に対していろいろな意見を出させてもらいましたが、趣旨については了解ということで、別に委員の方は問題もあるし聞きたいこともあります。原案の説明、趣旨が資料のとおりと判断すれば一応、原案は説明を受けました。

問題がありますよということについては次に持っていけばいいわけですし、今回の会議としてはこの段階でOKという風にした方が、また膨大な資料を貰ったとしても私共は素人なので、議員さんのように精通されたレベルではありませんので、そこそこの資料で十分です。その場で聞きたいことがあれば説明を受ければそれで十分です。私としては今日はこれで了解ということで散会したいと思います。

会長 : 次回で今日頂いた、自立できるか、継続できるか、またいろいろ重荷にならないように、こういったことをいくつもの事例を入れていただいて、我々も安心して進められるように提案してもらえればと思います。いろいろ危惧するようなところもあるようですが、ほかに何か意見ございますか。

委員 : 本日の原案説明に対する、鳥羽都市計画博物館の位置や区域の決定について承認するというのは総意なのでしょうか。

副会長 : 事務局の方で、今回は事業計画の話ではないということをお話の方が良かったかと。これは計画決定なので、これから計画を作る上でのまず第一段階のエリアの決定ですので、繰り返しますが、今後事業決定に向けて詳細な見積等が出てくると思いますのでその段階で審議すべきことが、今日意見としてたくさん出てきたのかなと思います。都市計画決定の場合、まず計画を決定することですので、区域の決定に関して、この段階で強い反対意見、今後この計画の事業計画の詳細を見据えてもらったら困るというご意見があれば出していただいて、それがなければ次のステップに進めていただき、まず第一段階として鳥羽の将来を考えた時に鳥羽小学校の有効活用に向けて、強い意見が無ければ今日は賛同していただいたということで、第二ステップに進めていく予定として、今後の事業決定の段階で多くの委員の皆さまが鳥羽の身の丈に合った整備ができるのかどうかとかや、事業計画の段階でどの程度補修するのかとか、どの程度展示するのか等調整が必要になってくるかと思っています。そこを重要視していますので、そこをしっかりと確認していただければどうでしょうか。

委員 : それが一番やと思います。鳥羽小学校を鳥羽都市計画博物館やという流れの元でみんなで議論をしているので、本来はそれをするための議論がほんとは欲しかったかな。都市計画の中心市街地の基本的ところをもっと議論していただきたかったかなというのは確かにあります。

副会長 : 私は直接メンバーではないのですが、小学校の保存活用計画については委員会が立ち上がっていて計画書もできていて、一応強い反対意見もなく市の正式な計画として位置づけられているということですのでよろしいでしょうか。その前提で次に市の正式な計画に認められているので、エリアの決定をする。それができたら最終的には事業計画として例えば収支がとれなくなったらボツになると思いますし、条件に合えば事業計画として認められて最終的には市議会で予算が通って事業化されていくのかなと思います。

委員 : 今回決めたとすると、次回計画が変わったというので使用用途とかを変更することはできますか。

副会長 : 今後の協議の中でもっとエリアを広げた方がいいという話になれば、この審議会場で変更手続きをすることになります。

会長 : たくさんの活発な意見をいただきましてありがとうございます。今日は予定されていたように鳥羽市都市計画博物館の決定案について原案説明頂いたということで、つきましてはたくさんの意見がありましたが、今日の計画案につきましてはみなさまのご承認をいただけるということですのでよろしいでしょうか。

(反対意見なし)

会長 : 次回、事務局の方では本日出た意見につきましては、しっかりと補完していただいてみんなが安心できる案を出していただきますようお願いします。

次に、その他に移りますが、委員の方で、何かあればお願いします。

なければ事務局から報告がありましたら報告願います。

事務局 : 今後は今日議論していただいた結果を踏まえて、これから県とも事前協議等を行いながら、予定では次回5月中旬ころに再度、皆様に御出席頂いて審議会を開催したいと思いますのでよろしくお願い致します。

委員 : 今回審議会に出た意見についてはきちんとフィードバックしてください。副会長も言われるように都市計画法11条の中身をちゃんと出すことが一番大事であって、やっぱ片手間でやってるのかなと。今日は鳥羽小学校の建設の方に走って行ったのかなと思うぐらい。そこは間違い、それだけ言っておきます。

会長 : それでは長時間ありがとうございました。これをもちまして、第54回鳥羽市都市計画審議会を終わらせていただきます。
ありがとうございました。